

令和3年度からの新たな被扶養者認定事務の取扱いについて

○ 収入関係について

1. 認定対象者のアルバイトやパート等の収入については、交通費等を含めます。
2. 事業者の収入について
 - ① 業種を一般、農業及び不動産の3業種に集約します。
 - ② 地代家賃や水道光熱費について、家計按分(△)せずその全額を経費と認めます。
 - ③ 給料・賃金・雇人費等の人件費は経費と認めません。

※ 控除可能な経費は別添「扶養認定上控除できる必要経費」のとおりです。
3. 株や先物等の譲渡所得を収入とします。

譲渡収入は事業収入と同様、1月1日から12月31日までの1年間で判断します。

譲渡収入 = 譲渡価額 - 取得価額 として算出します。

○ 認定日・喪失日の取扱いについて

1. 仕送りを開始したことによる認定日
仕送り開始日の属する月の初日となります。
2. 事業収入等が認定限度額以上（確定申告により判明）となったときの喪失日
確定申告を行った年の1月1日となります。
3. 被扶養者が事業を開始したとき
事業開始日が喪失日となります。
4. 同居を条件とする被扶養者が別居したときの喪失日
別居した日の属する月の翌月1日となります。

○ 組合員の育児休業取得に伴う被扶養者認定の取扱いについて

育児休業を取得する組合員に係る被扶養者認定の取扱いについては、当該組合員が育児休業をしていない場合の取扱いと同様とします。

なお、配偶者側での扶養手当受給のため、被扶養者の異動を希望する場合は、扶養手当受給開始月の初日を喪失日として、被扶養者喪失の手続きをお願いします。

○ 扶養認定上控除できる必要経費

業 種 経 費	一 般	農 業	不 動 産
売上原価（仕入れ等）	○	○	
荷造運賃	○	○	
水道光熱費	○	○	○
通信費	○	○	
修繕費	○	○	○
消耗品費	○	○	○
外注工賃	○	○	
リース料	○	○	
地代家賃	○	○	○
種苗費		○	
肥料費・飼料費		○	
農具費		○	
農薬・衛生費		○	
水利費		○	
小作料		○	
土地改良費		○	
諸材料費		○	
動力光熱・燃料費		○	

※1. ○は控除可。

※2. 上記以外の経費で、事業運営において必要不可欠であると組合が認めるものは控除可。